

令和7年度 高松市子ども食堂開設運営事業補助金申請のご案内

(R7.6月改定)

1. 令和7年度 高松市子ども食堂開設運営事業補助金募集要領

別紙のとおり

2. 補助対象期間

交付決定日から令和8年3月31日まで

※交付決定以前の支出（食材の購入等）は対象外になります。

3. 補助金交付申請

(1) 申請期限

原則、子ども食堂実施（食材の購入等）の2週間前まで

(2) 必要書類

- ①高松市子ども食堂開設運営事業補助金交付申請書
- ②団体の概要が分かる書類（団体概要書）
- ③団体の会則、規約等の写し
- ④事業計画書
- ⑤収支予算書
- ⑥市税納付状況確認同意書 又は 市税の滞納がないことの証明書（交付決定を急ぐ場合）

- ・同意書により、子育て支援課から市税担当部署に職権により確認しますが、2週間程度かかるため、補助金の交付決定が遅れます。
- ・交付決定を急ぐ場合は、交付申請日付けの「市税の滞納がないことの証明書」（市役所本庁舎2階納税課で発行、手数料350円）を提出してください。（交付申請内容に問題がなければ、交付申請日＝交付決定日として処理します。）

4. 学習支援加算・相談支援加算・フードパントリー加算

加算事業については、以下の全ての条件を満たすものを補助の対象とします。

- ①子ども食堂の開催日に併せて実施すること。
- ②学習支援・相談支援は、食事の提供と加算事業の主担当者を分けること。
※開催時間が極端に短いものは対象外になります。
※担当者の資格や経験についての条件はありません。
- ③開催内容について、チラシ等に明記し、事前に周知を行うこと。
※毎月の活動報告時にチラシ等の広報資料を提出してください。
※**フードパントリーについては、必要性を把握している子ども等への周知でも可。**
- ④事業実施の意義や目的を明確にし、**1年間の実施計画書を作成すること。**

【高松市子ども食堂開設運営事業補助金交付要綱（抜粋）】

- ①「学習支援」…子ども食堂において学習教室などを実施し、子どもに無料又は低額で学習機会を提供する。
- ②「相談支援」…子ども食堂において相談窓口の設置やアウトリーチ支援のためのコーディネーターの配置などを行い、無料で子ども等を行政等の必要な支援につなげる。
- ③「フードパントリー」…子ども食堂において、支援を必要とする子ども等を把握し、購入や寄贈で集めた食品等を原則無料で提供する。

5. お問い合わせ先

高松市 子育て支援課 ☎760-8571 高松市番町一丁目8番15号
電 話 087-839-2354
FAX 087-839-2379
E-mail kosodate@city.takamatsu.lg.jp